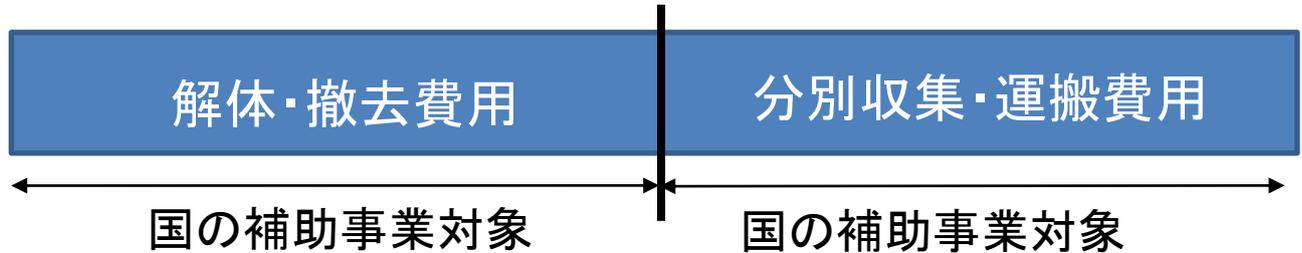


被災した損壊家屋等の解体・撤去工事にかかる助成制度について

※このチラシは、これから安平町に解体・撤去工事を依頼される方に向けた内容となっております。

○「全壊」と判断された個人の家屋等及び中小企業者の事業所等

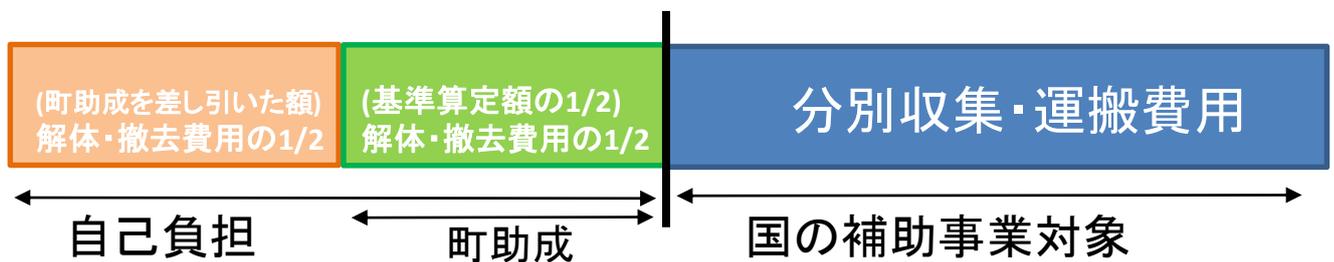
・解体・撤去費用及び運搬費用の全額が国の補助の対象となります。



※ただし、家屋内の家財や家庭ごみ、事業所系廃棄物は事前に撤去願います。

○「大規模半壊」または「半壊」と判断された個人の家屋等

・自己負担となる解体・撤去費用のうち、半額を町が助成します。(基準算定額の1/2)



○「大規模半壊」または「半壊」と判断された中小企業者の事業所等

・自己負担となる住居部分解体・撤去費用の半額を町が助成します。(基準算定額の1/2)

